

浄化槽法の一部改正に伴う新規事項について(浄化槽保守点検業)

さいたま市環境対策課

- 浄化槽法の一部を改正する法律 令和2年4月 1日 施行
○さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例 令和2年4月 1日 施行

| | 改正項目 | 内容 |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 特定既存単独処理浄化槽に対する措置(勧告・命令等) | 既存の単独処理浄化槽のうち、そのまま放置すると環境の保全・公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのあるものについて除却などの措置について指導される場合があります。 |
| 2 | 浄化槽の使用休止の届出及び点検等の義務免除 | 浄化槽使用休止届出書、浄化槽使用再開届出書 が定められました。休止の届出をすると、保守点検・清掃・定期検査の義務が免除されます。 休止：一年以上の休止期間を目安とし、浄化槽汚泥を全量清掃した施設について届出可能です。休止届出書には清掃の記録の添付が必要です。 |
| 3 | 浄化槽台帳の整備 | 保守点検実施状況の報告 が必要となります。後日依頼します。 項目：保守点検実施日、点検記録、水質に関する情報 |
| 4 | 協議会の設置 | 埼玉県において、関係機関等との改正浄化槽法に基づく協議会設置が現在検討されています。 |
| 5 | 浄化槽管理士の研修受講・研修修了証の添付 | 浄化槽管理士は埼玉県の指定する指定研修機関による研修を登録期間5年間のうち1回受けることが必要です。また、 研修の修了証を保守点検業の登録更新の申請時に添付する 必要があります。 |

※ 県では、すでに浄化槽保守点検業者を対象とした手続講習会を開催していますが、法改正に伴い、今後は県条例で定める指定研修機関(埼玉県浄化槽協会等)が研修を実施することとする予定です。